

保護者様へ

## 令和3年度 就学援助制度のお知らせ

那須烏山市教育委員会

那須烏山市では、お子さまが小・中学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

就学援助を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。

年度ごとの申請になりますので、前年度に援助を受けていた方も必ず申請してください。

すでに新入学児童生徒学用品費（入学準備金）の入学前支給申請を行った方は、就学援助申請の手続きは必要ありません。

### 1. 対象となる方

「那須烏山市に住民票があり、令和3年4月に那須烏山市立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者（市外に住民票があり、区域外就学許可を得て那須烏山市立の小中学校に在学している児童生徒の保護者も含む）」で、次に該当する方

① 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方

（例）生活保護世帯に基づく保護の停止、または廃止の措置を受けた方 など

※所得による審査があります。裏面をご確認ください。

② ひとり親家庭で、「児童扶養手当」を受けている方

※児童扶養手当とは、父子または母子家庭等の経済的自立と生活の安定を図るための手当です。児童手当・ひとり親家庭医療費とは異なります。

③ 個人事業税が減免されている方（地方税法第72条62に基づく）

④ 固定資産税が減免されている方（地方税法第367条に基づく）

⑤ 国民年金保険料が減免されている方（国民年金法第89条及び90条に基づく）

⑥ 国民健康保険税が減免されている方（地方税法第717条に基づく）

⑦ 社会福祉協議会から「生活福祉資金」の貸付を受けている方

⑧ その他、教育委員会が特に必要と認める方

※所得による審査があります。裏面をご確認ください。

※添付書類は、対象となる方によって違います。

申請書に記載がありますので、そちらをご覧ください。



（裏面へ続きます）

①、⑧で申請される方へ

所得審査があり、生計同一の**世帯全員**の前年の所得状況の確認が必要になります。  
次のいずれかの書類を添付してください。

・収入のある世帯全員分の「市県民税所得証明書」

(社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除額のわかるもの)

※令和2年1月1日時点で那須烏山市に住所がなかった方は、その日に  
住民票があった市町村で証明書の交付を受けてください。

・源泉徴収票の写し(年末調整済のもの)

※収入がない場合は、市役所にて収入のない旨の申告手続きが必要です。  
ただし、税法上の扶養に入っている方は申告の手続きは必要ありません。

この場合の「世帯」とは…

血縁の有無に関わらず、同居している方全員を指します。

世帯分離などを行っている場合は、生計を共にしている方全員の所得を合算して審査を  
します。(単身赴任や別居中の配偶者も含みます。)

2. 援助の内容

学校給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費 など

3. 申請方法

援助を希望される方は、各学校へご相談いただくか、市教育委員会学校教育課のホーム  
ページに「就学援助申請書」がありますので、記入のうえ、お子さまが通学している各学校へ  
提出してください。

※小中学校で兄弟姉妹がいる場合は、いずれかの学校に提出してください。

4. 申請時期

4月からの認定を希望される方 2月24日(水)から3月19日(金)まで  
新1年生で新規に認定を希望される方 4月12日(月)から4月23日(金)まで

この期間以降も随時受付していますが、就学援助の開始は認定された月からとなります。

那須烏山市教育委員会事務局 学校教育課  
総務教育グループ(南那須庁舎2階)

TEL 0287-88-6222

FAX 0287-88-2027